

国の考え方

軽快後（軽症者）もしくは、陽性確定後（無症状者）、24時間後にPCR検査で陰性確認されたら、24時間以後に再度PCR検査を実施。2回連続で陰性確認後、解除する。ただし、宿泊療養中又は自宅療養中の軽症者等にPCR検査を実施することで重症者への医療提供に支障が生じる場合は、宿泊療養又は自宅療養を開始した日から14日間経過した時に解除する（症状に変化がない場合）。

府の考え方

< 宿泊療養 >

- ・ 国の退院基準に則って、2回陰性確認を実施する。

< 自宅療養 >

- ・ 自宅療養を開始した日から14日経過し、症状が消失した（＝37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向）ときは療養を解除する。（ただし、当面の間は自宅療養を開始した日から14日間症状がない場合に解除するものとする。）
- ・ 症状がある場合や無症状病原体保有者が新たに症状を呈する場合には、37.5度以上の発熱が24時間なく、呼吸器症状が改善傾向となるまで解除の基準を満たさないものとする。
- ・ 上記の府の考え方に則って、保健所長が総合的に判断する。